

調布市学校給食調理業務等委託（北ノ台小学校）に係る事業者選定実施要領

この実施要領は、調布市学校給食調理業務等の委託契約の相手方候補となる事業者を選定するためのプロポーザル実施について必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 件名

調布市学校給食調理業務等委託（北ノ台小学校）

(2) 調理業務等を委託する施設の名称・所在地

調布市立北ノ台小学校 調布市深大寺北町2-4-1-1

(3) 食数

単独自校方式 調布市立北ノ台小学校 950食/日

(4) 業務内容

受託事業者は、主に次の各項目に掲げる業務を実施するものとする。

ア 学校給食の調理に関すること。なお、食物アレルギー対応はアレルギー対応専用スペースで行うこと。

イ 給食調理の衛生管理に関すること。

ウ 施設、附属設備及び物品の管理（軽易な整備及び調整を含む）に関すること。

エ 給食調理室の衛生管理、整理整頓及びその他環境整備に関すること。

オ 教育委員会が指定する事務に関すること。

カ 前各号に掲げるものに付随する業務に関すること。

(5) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

2 見積限度額

5600万円（税込）

なお、令和10年4月1日以降の契約は、業務成績に応じて年度ごとに更新する。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

申込時において、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）にもとづく入札参加排除措置をうけていないこと。
- (5) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス」における競争入札参加資格として、営業種目「病院給食・学校給食」に登録があり、かつ、当該営業種目の共同格付が「A」であること。
- (8) 公立小中学校において、1校につき1日900食以上を提供する給食調理業務等受託の実績を有すること。
- (9) 公立小中学校において、単独自校方式または親子方式による給食調理業務等委託の実績を有すること。
- (10) 当プロポーザル公示日から過去3年間、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食を調理する給食施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく食中毒等による処分を受けていないこと。
- (11) 相互に資本関係又は人的関係にあるものが本プロポーザルに参加していないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生

手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 募集方法

市ホームページに掲載して募集する。

6 申込方法及び参加資格審査

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 正本1部

イ 会社概要（様式2） 正本1部 副本1部

(ア) 社名等は正本の表紙のみに記載し、表紙以外の紙面及び本文中には記載しないものとする。副本は社名が分からないようにマスキングをすること。

(イ) 提出部数は、正本1部、副本1部（ホチキス止め、コピーが可能なもの）とする。

ウ 概算見積書（様式3） 正本1部 副本1部

概算見積書作成上の留意点

基本事項	社名等は正本の表紙のみに記載し、表紙以外の紙面及び本文中には記載しないものとする。副本は社名が分からないようにマスキングをすること。
業務内容	別添仕様書のとおり
調理日数	年11か月、調理日数190日 ※10日未満の増減については、この見積りの範囲に含めるものとする。
食数	単独自校方式 調布市立北ノ台小学校 950食/日 ※100食未満の増減については、この見積りの範囲に含めるものとする。
見積上限金額	5600万円（税込）
見積金額の算定	人件費、（社員給与、社会保険費）、保健・被服衛生費、消耗品費、代行保証経費等により算定するものとする。 見積金額については様式3に示す内訳を記すこと。

(2) 提出方法

調布市教育委員会学務課（教育会館 1 階）へ持参又は郵送（必着）
すること。

(3) 参加資格審査に関する質問

実施要領 9 のとおり

(4) 提出期限

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）正午

(5) 参加資格審査結果の通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を審査し、令和 8 年 7 月 2 8 日
（火）に全事業者に対して、書面又は電子メールにて審査結果を通知
する。

(6) 参加資格審査結果に関する質問及び回答

審査結果について、令和 8 年 7 月 3 1 日（金）正午までに書面（持
参又は郵送（必着））又は電子メールにて説明を求めることができる。
回答は令和 8 年 8 月 7 日（金）に書面又は電子メールにて通知する。

7 書類審査（一次審査）及び審査結果

(1) 提出書類

企画提案書 正本 2 部 副本 1 5 部

企画提案書作成時の留意点

基本 事項	<p>1 A 4 サイズ、長辺綴じ、横書きとし、各項目概ね 1 ページ （最大 1 5 ページまで※表紙・背表紙を除く）とする。</p> <p>2 社名等は正本の表紙のみに記載し、表紙以外の紙面及び本文中には記 載しないものとする。副本は社名が分からないようにマスキングをする こと。</p> <p>3 提出部数は、正本 2 部、副本 1 5 部（ホチキス止め、コピーが可能な もの）とする。</p> <p>4 下記「記載事項」に示す項目ごとに、項目番号及び項目内容を明記し それに回答する形式で記載すること。</p> <p>5 プレゼンテーション審査の際は「企画提案書」に基づき、プレゼンター</p>
----------	---

	<p>ションを行う。プレゼンテーションを20分、質疑応答を20分行う。</p>
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食調理業務等に対する会社としての考え方 学校給食部門の経歴、基本的考え方、特色について 2 業務遂行能力 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食部門における社員、パートの採用計画、従業者の配置計画、配置人数のうち1日あたりの勤務従事者数について (2) 現場責任者（チーフ）、副責任者（サブチーフ）の育成計画について (3) 社員、パートに対する研修体制について (4) 欠員時の応援体制及び対応方法について (5) 異物混入対策・再発防止策について (6) 調理品の仕上がり・調理技術について 3 衛生管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校給食部門における衛生管理体制について (2) 従業員に対する衛生管理教育について 4 危機管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故（食中毒・異物混入等）、災害発生時の対応について (2) 業務が遂行できない場合の代替策（保険加入内容や他企業との提携の内容等）について 5 市及び学校への協力体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童・教職員等とのかかわり・受託校での食育事業への協力実績について (2) 災害時における避難所等運営協力等、市及び学校への協力について 6 調布市における受託 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調布市を受託することについてどう考えるか (2) 食物アレルギー対応に関する会社としての考え方及び調布市を受託する場合の対応について

(2) 提出方法

調布市教育委員会学務課（教育会館1階）へ持参又は郵送（必着）すること。

(3) 書類審査（一次審査）等に関する質問

実施要領9のとおり

(4) 提出期限

令和8年8月14日（金）正午

(5) 書類審査（一次審査）結果の通知

事業者の企画提案書等を審査し、令和8年9月16日（水）に全事業者に対して、書面又は電子メールにて審査結果を通知する。

(6) 書類審査（一次審査）結果に関する質問

審査結果について、令和8年9月24日（木）正午までに書面（持参又は郵送（必着））又は電子メールにて説明を求めることができる。

回答は令和8年10月1日（木）に書面又は電子メールにて通知する。

8 厨房概略図の閲覧

参加申込書類提出予定の事業者に対し、北ノ台小学校の給食室厨房概略図の閲覧を行う。希望する事業者は事前に調布市教育委員会学務課へ電話連絡し、閲覧時間の予約を行うこと。閲覧は各事業者1回までとし、閲覧人数は2名までとする。

なお、閲覧期間は令和8年7月1日（水）から令和8年8月14日（金）までとする。

9 質問・回答

参加資格審査及び書類審査（一次審査）等に関する質問・回答は、以下のとおりとする。

(1) 質問方法

質問事項、会社名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、調布市教育委員会学務課宛に電子メールで送信すること。

(2) 受付期限・回答方法

ア 参加資格審査に関する質問

令和8年7月7日（火）正午まで受け付ける。回答は、令和8年7月14日（火）までに市のホームページに公開する。

イ 書類審査（一次審査）等に関する質問

令和8年7月31日（金）正午まで受け付ける。回答は、令和8年8月7日（金）までに市のホームページに公開する。

10 プレゼンテーション審査（二次審査）及び審査結果

(1) プレゼンテーション審査実施日

令和8年10月22日（木）

(2) 選定結果の報告

委員会は、選定結果を教育長に報告する。

(3) 候補者の決定

教育長は、前項目の報告に基づき候補を決定する。

(4) 選定結果の通知

ア 結果通知

プレゼンテーション審査（二次審査）の審査結果については、令和8年11月5日（木）に当該審査を行った全事業者に対し、書面及び電子メールにて通知するものとする。

イ 結果に関する問い合わせ

審査結果について令和8年11月11日（水）正午までに、書面（持参又は郵送（必着））又は電子メールにより説明を求めることができる。

回答は令和8年11月16日（月）に書面又は電子メールにて通知する。

11 審査概要

調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会にて、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）を行う。

審査方法は、調布市学校給食調理業務等委託（北ノ台小学校）プロポーザル審査要項に定める。

1 2 日程（予定）

日時		内容
令和 8 年 7 月 1 日 (水)	—	公募（市ホームページへ掲載）
		参加資格審査、書類審査（一次審査）等に関する質問受付開始
		厨房概略図の閲覧開始
7 月 7 日 (火)	正午	参加資格審査に関する質問締切
7 月 1 4 日 (火)	—	参加資格審査に関する質問回答
7 月 1 7 日 (金)	正午	参加資格審査提出書類 提出締切
7 月 2 8 日 (火)	—	参加資格審査結果通知
7 月 3 1 日 (金)	正午	参加資格審査結果に関する質問締切
8 月 7 日 (金)	—	参加資格審査結果に対する質問回答
7 月 3 1 日 (金)	正午	書類審査（一次審査）等に関する質問締切
8 月 7 日 (金)	—	書類審査（一次審査）等に関する質問回答
8 月 1 4 日 (金)	正午	書類審査（一次審査）提出書類 提出締切
		厨房概略図の閲覧終了
9 月 7 日 (月)	—	書類審査（一次審査）
9 月 1 6 日 (水)	—	書類審査（一次審査）結果通知
9 月 2 4 日 (木)	正午	書類審査（一次審査）結果通知に関する質問締切
1 0 月 1 日 (木)	—	書類審査（一次審査）結果通知に関する質問回答
1 0 月 2 2 日 (木)	—	プレゼンテーション審査（二次審査）
1 1 月 5 日 (木)	—	プレゼンテーション審査（二次審査）結果通知
1 1 月 1 1 日 (水)	正午	プレゼンテーション審査（二次審査）結果に対する質問締切
1 1 月 1 6 日 (月)	—	プレゼンテーション審査（二次審査）結果に対する質問回答
令和 9 年 4 月	—	契約締結予定 業務開始

1 3 情報公開及び提供

(1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成 1 1 年調布市条例第 1 9 号）（以下「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開とすることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、公開条例第 7 条第 2 号及び第 3 号により、本プロポーザルへ参加の事業者から提出された参加申込書類、企画提案書等の記載事項のうち、個人に関する情報及び事業者その他の団体に関する情報を公にすることにより、事業者などの事業活動上の正当な利益を害する恐れがあると考えられるものについては、全て非公開とする。

(2) 情報提供の内容、方法等

公開条例に基づき、原則として本件プロポーザルの募集内容、選定結果について、ホームページで情報提供する。ただし、候補順位が 2 位以下の事業者及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

1 4 その他

(1) 本プロポーザルは、「調布市学校給食調理業務等委託（北ノ台小学校）」の契約の相手方となる候補者を決定するものである。

(2) 応募事業者から提出された書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

(3) 応募に際して要した費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

(5) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するため、候補事業者決定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

(6) 1 事業者からの提案は、1 提案とする。

(7) 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

(8) 以下に該当する場合には失格となる。

ア 「4 参加資格」に記載した条件を満たさない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

ウ 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

エ 提出した書類に虚偽の記載があった場合

オ 概算見積額が、見積上限額を越すとき

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

キ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

ク 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(9) 本プロポーザル申込後に参加を辞退する場合は、その時点で調布市教育委員会学務課へ辞退する旨の書類（任意）を提出すること。なお、辞退する旨の書類が受理された事業者は、辞退を取り消すことができない。

15 本件プロポーザル及び契約の事務取扱担当部署

調布市教育委員会 学務課 保健給食係

〒182-0026 東京都調布市小島町2-36-1 調布市教育会館1階

TEL：042-481-7476(直通)/FAX：042-481-7739

E-Mail：gakumu@city.chofu.lg.jp

附 則

1 この要領は、令和8年5月25日から施行する。

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。